

坂 明

saka@saka.jp

http://saka.jp

090-1114-8663

- 1 ご案内 2009年6月10日(水) 2限「社会安全政策」@ 123にて
「薬物依存への取組」と題して、次の方の講演があります。是非、ご参加ください。

近藤 恒夫 日本ダルク代表
三浦 陽二 沖縄ダルク代表

ダルクは、薬物依存の皆さんの立ち直りを支援する団体です。
近藤さんは覚せい剤で、三浦さんは大麻で、それぞれ逮捕、刑務所経験をお持ちです。

(参考図書)

近藤恒夫「薬物依存を越えて—回復と再生へのプログラム」海拓舎,2000年

2 Twelve-step program

- http://en.wikipedia.org/wiki/Twelve-step_program
- 日本語訳 <http://www.cam.hi-ho.ne.jp/aa-jso/fsteps.htm>
- 創設者の逸話 Fulton Oursler, "The Law of Unselfishness," from Everyday Greatness, Rutledge Hills Press, Nashville, Tennessee

3 中村元、ブッダ最後の旅—大パリニッバーナ経, p. 53 岩波文庫、1980年

(ブッダの言葉)

修行僧たちよ。

修行僧たちがよく気をつけている、ということはどのようにすることなのであるか。

修行僧たちよ。

ここで、修行僧は、出ていくときにも、もどるときにも、よく気をつけていて、前を見るときにも、後ろを見るときにも、よく気をつけていて、腕を屈するときにも、伸ばすときにも、よく気をつけている。

大衣や衣鉢をとるときにも、よく気をつけている。

食し、飲み、噛み、味わうときにも、よく気をつけている。

大小便をなすときにも、よく気をつけている。

行き、坐し、眠り、めざめ、語り、沈黙しているときにも、よく気をつけている。

修行僧たちよ、修行僧はこのように実によく気をつけているのである。

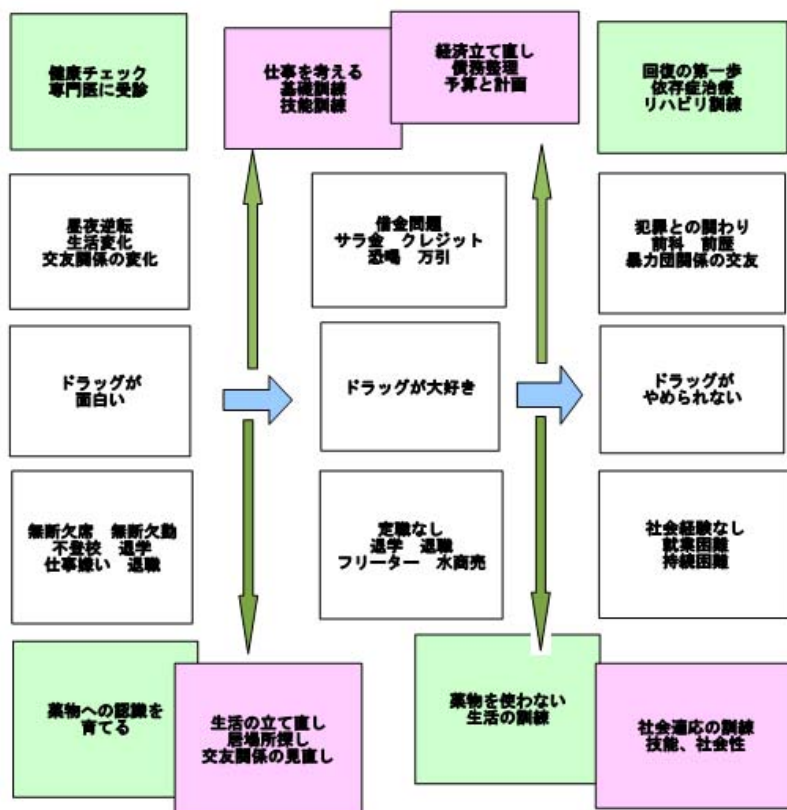
修行僧たちよ。修行僧は、このように念じて、よく気をつけておれ。

4 薬物犯罪について

小森弁護士サイト

<http://www2u.biglobe.ne.jp/~skomori/>

薬物犯罪について(下記の図は、小森さんのサイトの図をリライト)



5 相談窓口

青少年の薬物問題を考える会（弁護士小森榮）「薬物乱用防止ドラッグについてきちんと話そう」サイト <http://www2u.biglobe.ne.jp/~skomori/crime/crime4-2.html> より転載

家族や友人が薬物を乱用しているようだ……。こうした不安を抱えておられる方のための相談窓口には、保健所や精神保健福祉センター、都道府県の薬務課などがあります。また薬物依存からの回復をめざすダルクなどの団体も、相談にのってくれます。

- このサイトには全国の相談窓口のリストがあります。

全国の精神保健福祉センター

<http://www2u.biglobe.ne.jp/~skomori/soudan/9-2.html>

全国のダルク <http://www2u.biglobe.ne.jp/~skomori/soudan/9-3.html>

いっぽう、薬物犯罪についての相談や通報を受け付けるのは、主に警察と厚生労働省の麻薬取締部です。覚せい剤、大麻、麻薬等の違法な薬物の密売人を知っている、あるいは薬物を見たといった情報は、下記へ。

- 警察の薬物電話相談について（警察庁ホームページ）

http://www.npa.go.jp/safetylife/jutai/yakubutsu_tel.htm

- 麻薬取締部の情報提供及び相談（麻薬取締官ホームページ）

<http://www.nco.go.jp/email/infogate.html>

6 薬物前科

<http://www2u.biglobe.ne.jp/~skomori/zenka1/zenka1a.htm>

7 人的な安全対策

セキュリティ・クリアランス

(1) 米国のセキュリティ・クリアランス

- ・セキュリティ・クリアランスの適用対象 政府職員、民間
- ・ 秘密へのアクセス アクセス適格性、Need-to-know
- ・ 審査手続

データベースでのチェック、Local Agency Check、財務状況調査

関係者へのインタビュー、ポリグラフ、既に保有している者も5年に一度再検査

- ・ 審査基準

A)合衆国への忠誠度、B 外国の影響、C) 外国への嗜好、D) 性的行動、E) 個人行動、F) 財産的考慮、G) アルコール消費、H) 薬物への関与、I) 精神状態、J) 犯罪行為、

k)保護された情報の扱い、L) 業務外活動、M) IT システムの誤った使用
薬物については、過去7年間又は16歳の誕生日以降の期間の短い方について、

a) 不法に規制薬物を使用したことがあるか、

b) 不法に購入、製造、密輸、栽培、輸送、輸出、受取、販売を行ったことがあるか
についてチェック。

一度クリアランスを得た後も、一定期間ごとにチェック。

(2) 日本における動き

• 2007年8月 カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針

－ 物的管理 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準

－ 人的管理 秘密取扱者適格性確認制度

特定の秘密の取り扱いについては、その秘密を取り扱うことについての適格性（信頼性）を確認した者に行わせることとする制度。2009年4月1日から実施予定。

(3) セキュリティ・クリアランスの意義

•機密情報を扱う者の要件

•人的要件に着目した情報保全

－公的機関は当然、－一般企業でも重要（－特に情報システムを扱う者）

•インテグリティの確保

•情報共有の推進、知的財産の継承発展

7 大麻について

(1) ドラッグ5つの誤解2

<http://www2u.biglobe.ne.jp/~skomori/teens/teens2.html>（小森弁護士のサイト）

(2) しない、させない大麻栽培

<http://www2u.biglobe.ne.jp/~skomori/seed/seed1.html>（小森弁護士のサイト）